

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	循環型社会 推進課	検索番号	1-21
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	20 の2-1		
許認可等	廃棄物再生事業者の登録				
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">(法第20条の2第1項)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の2 (廃棄物再生事業者の登録基準)</p> <p>第16条の2 法第20条の2第1項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。 2 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 古紙の再生を行う場合であつては、当該古紙の再生に適する梱包施設 ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設 ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設 ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設 ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設 3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。 4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 5 その他事業を適正に行うことができる者であること。 <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の再生事業者の登録基準 (平成13年1月17日付け廃第69号県民環境部長通知)</p> <p>1 廃棄物再生事業者の登録基準等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び第3号に規定する運搬施設であること。 (2) 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。 					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

- (3) 同条第1号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するよう圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- (4) 同条第1号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。
- (5) 同条第1号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。
- (6) 同条第1号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- (7) 同条第1号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設をいうこと。
- (8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由にしようできると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- (9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- (10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合には、変更後も登録基準に適合すること。